

## 藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

### 1 経過

平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農地法等に基づく許認可事務に加え、農地等の利用の効率化及び高度利用の促進を図るため「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務に位置付けられ、また「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるよう努めることとされたことから、藤沢市農業委員会では平成30年3月に指針を定めました。この指針は、令和5年度末を目標とし、3年毎の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に取組についての検証・見直しを行うものとしていることから、令和2年7月の改選に伴い、過去3年間の実績等を踏まえ見直すものです。

### 2 指針作成の目的等

指針については、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項に規定されており、具体的には農地等の利用の最適化の推進についての目標及び目標達成に向けた具体的な推進方法を定めるものとされています。

#### (1) 定めた目標等

- ① 遊休農地の解消及び具体的な取組方法
- ② 担い手への農地利用集積及び具体的な取組方法
- ③ 新規参入の促進及び具体的な取組方法

### 3 農地面積の推移

本市の農地分布は面積で、御所見・遠藤地区が約6割、長後・六会地区が約3割、1割が南部地区となっています。

農地面積は農地転用等により年々減少する傾向にあり、指針を策定した平成30年の1,083.86haに対し、令和3年1月で1,062.87haと20.99ha減少しておりますが、指針策定時において過去の平均減少率から予想した令和2年度末の値よりも、若干減少が抑制されている状況です。

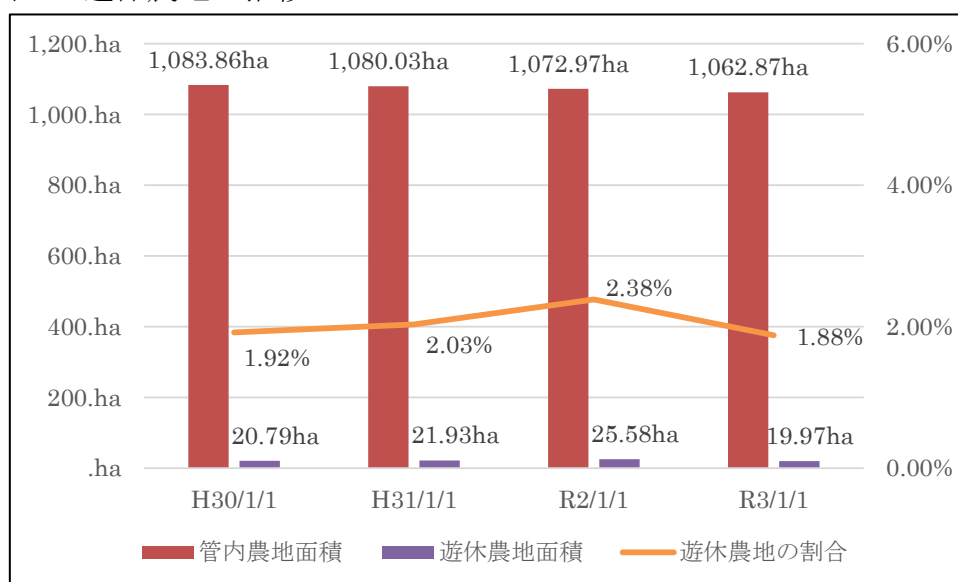
## 4 設定目標に対する現状値と具体的な取組方法等

### (1) 遊休農地の解消について

遊休農地は、農地所有者の高齢化、後継者不足によるものが主な原因と考  
えており、農業委員会では日常から農地の活用状況に関する情報収集及び  
農地法第30条に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を実施し、遊  
休農地の把握・是正指導を行うとともに、利用権設定に向けたあっせん等  
を行っています。毎年、遊休状態が解消される農地がある一方、新たに遊休化  
される農地もあり、遊休農地の割合は概ね2%前後で推移しております。遊  
休農地面積は指針を策定した平成30年の20.79haに対し、令和3年  
1月で19.97haと0.82ha減少しておりますが、指針策定時におけ  
る令和2年度末の目標値に、届いていない状況です。規模縮小する農家に比  
して、規模拡大を図る農家や新規参加者が未だ十分でないことが要因の一  
つとして考えられます。

具体的な取組については、引き続き農地利用状況調査の実施と、遊休農地  
の土地所有者に対する是正指導や、貸し出し希望農地のあっせんを行うと  
ともに、今後遊休化の恐れのある農地を早期に把握し、他の耕作者へ利用権  
設定等を推進する必要があります。

図1 遊休農地の推移



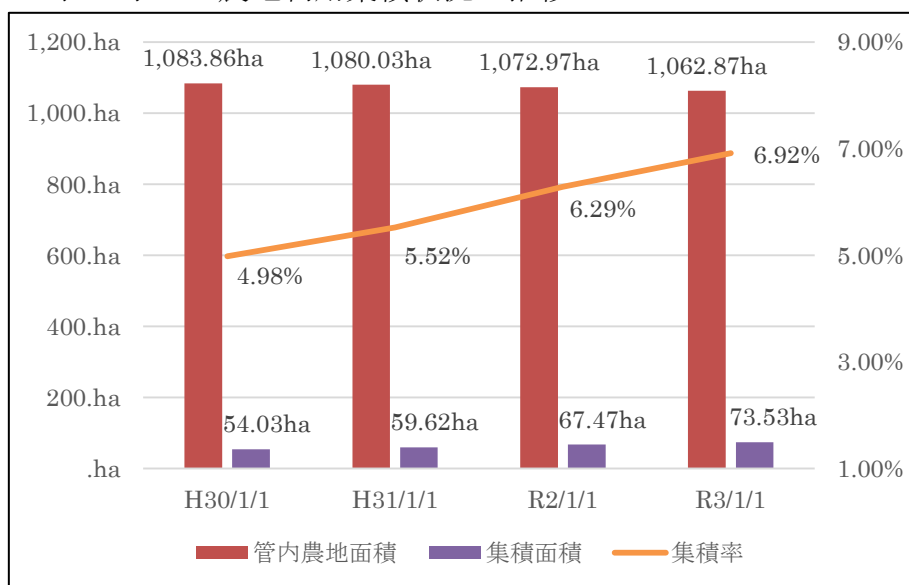
## (2) 担い手への農地利用集積について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び農地中間管理事業により、農地の出し手と受け手のマッチングによる農地集積を図っており、集積面積は指針を策定した平成30年の54.03haに対し、令和3年1月で73.53haと19.5ha増加し、指針策定時における令和2年度末の目標値へ到達する見込みです。農業従事者の高齢化・後継者不足による農地貸付希望の増加も要因として考えられます。

具体的な取組については、引き続き農地あっせん情報のホームページ掲載による農地利用の推進を図るとともに、今後、人・農地プラン（※）の実質化を進めるため、潜在化している貸し出し希望農地の情報を収集し、農地の流動化を推進する必要があります。

（※人・農地プラン 農業者が話し合いに基づき、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの）

図2 担い手への農地利用集積状況の推移



## (3) 新規参入の促進について

新たに農業を始める方につきましては、就農前に市とJAと農業委員会が、就農希望者に対し面談を行い、就農後はフォローアップを行っています。新規参入者数は指針を策定した平成30年の個人28人、法人5社に対し、令和3年1月で個人37人、法人10社と14経営体増加しており、指針策定時における令和2年度末の目標値を達成している状況です。神奈川県農

業アカデミーや市農業水産課等関係機関と連携して、新規参入者の受け入れに対し事前から安定まで親身な体制を構築していること、またあっせんする貸し出し希望農地増加が要因と考えられます。

具体的な取組については、平成30年度から農業次世代人材投資資金を受給する新規就農者について、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員がサポートチームのメンバーになる等、就農しやすい環境づくりの推進が図られており、更なる充実に向けた取組が望まれています。

表1 新規参入の推移（平成20年度からの累計）

	H30.1.1	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1
個人	28	32	35	37
法人	5	6	10	10

※撤退数を除く

## 5 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）

資料2のとおり

## 6 検討の経過と今後の日程

令和2年11月 農業委員会総会で、改正素案について意見提案募集

令和2年12月 農業委員会総会で、改正案検討及び策定

令和3年2月 市議会定例会建設経済常任委員会で報告

令和3年3月 農業委員会総会で決定後、公表予定

以 上

（事務担当 農業委員会事務局）